令和８年（フ）第４３５号
相模原市中央区千代田３丁目17番５号　アークヒルＡ102
債務者　小林　義行
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６７９号
堺市中区土師町１丁27番10―110号
債務者　椿　　孝紀
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９９号
大阪府河内長野市木戸３丁目７番５号
債務者　南　　侑輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８２号
大阪府河内長野市三日市町1027番地の１〈府営三日市住宅２―401号〉
債務者　宮路　京子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７９０号
堺市南区原山台５丁１番18―303号
債務者　荒谷なつみ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
堺市西区草部525番地６
債務者　前田　大志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２３号
堺市南区庭代台３丁13番７―302号
債務者　小山　拓郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３５号
堺市東区白鷺町２丁６番15―204号、前住所堺市東区日置荘西町４丁５番３―202号
債務者　西野　真司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８６０号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番３―101号
債務者　小林　真二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８７６号
大阪府松原市南新町１丁目７番25号
債務者　細田　貴沙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９０４号
大阪府羽曳野市河原城６―２―01号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目１番５―804号　サンヴァリエ春日丘団地
債務者　小泉　信子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４５号
堺市東区大美野171番地17
債務者　岩谷　竹師
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６７号
大阪府羽曳野市西浦６丁目４番32号　ボヌール　201号、前住所大阪府河内長野市西之山町２番１―304号
債務者　寺田　光輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７２号
堺市堺区中之町東２丁２番14号　ラフォーレ中之町307号
債務者　中村志保里
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７９号
大阪府羽曳野市西浦３丁目16番22号
債務者　葉山　明良
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８５号
堺市北区新金岡町３丁３番24―302号
債務者　二川　咲斗
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００７号
大阪府河内長野市本町18番14―203号
債務者　宮崎　和也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田821番地の５
債務者　稗田　富二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部